



埼玉県報

第 2 6 7 2 号
平成 2 7 年 2 月 2 0 日
金 曜 日

目 次

規則

- [学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則\(県立学校人事課\)](#)

管理規程

- [埼玉県病院事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程\(経営管理課\)](#)

告示

- [県営土地改良事業安戸地区\(中山間地域総合整備事業 農業用排水路整備\)計画変更及び変更に係る計画書の写しの縦覧\(農村整備課\)](#)
- [建設業法第29条の2第1項の規定に基づく取消処分\(建設管理課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [久喜都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [一般国道254号の区域の変更\(本庄県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [荒川右岸流域下水道終末処理場水処理系受変電設備改築工事に関する落札者等の公示\(入札課\)](#)

規 則

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年二月二十日

埼玉県教育委員会委員長 高 木 康 夫

埼玉県教育委員会規則第二号

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年埼玉県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「、再任用短時間勤務職員」を削る。

第十二条第一項第七号イ中「、事実上」を「事実上」に改め、同号ハ中「以下この号において同じ。」を削り、同号ホを次のように改める。

ホ 祖父母、孫及び兄弟姉妹

第十二条第一項第七号に次のように加える。

へ 次に掲げる者であつて学校職員と同居しているもの

- (1) 父母の配偶者
- (2) 配偶者の父母の配偶者
- (3) 子の配偶者
- (4) 配偶者の子（義務教育終了前の子にあつては、届出をしないが事実上婚姻関係と同様とされる者を含む。）

姻関係と同様の事情にある者の子に限る。）

第十二条第一項第十八号中「、事実上」を「事実上」に改める。

第十四条第一項第二号中「学校職員又は配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び学校職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で次に掲げるもの（学校職員と同居している者に限る。）」を「次に掲げる者であつて学校職員と同居しているもの」に改め、同号イ中「配偶者」の下に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）」を加える。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

管理規程

埼玉県病院事業管理規程第二号

埼玉県病院事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年二月二十日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県病院事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十七年埼玉県病院事業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号イ中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改める。

附 則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第百五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により県営土地改良事業安戸地区（中山間地域総合整備事業 農業用排水路整備）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び当該変更に係る土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年二月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧期間

平成二十七年二月二十三日から

平成二十七年三月二十三日まで

二 縦覧場所

東秩父村役場

埼玉県告示第百五十一号

告 示

建設業法（昭和二十四年法律第百号、以下「法」という。）第二十九条の二第一項の規定による処分をしたので、法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十七年二月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 処分をした年月日

平成二十七年二月十七日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号又は名称	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社エイコー コーポレーション	埼玉県さいたま市西区 清河寺五〇一番地一	山崎 康男	埼玉県知事許可 （般 二二二） 第六四六一号
株式会社小野土 木	埼玉県さいたま市見沼 区南中野四五二番地三 二	小野 千代恵	埼玉県知事許可 （般 二二二） 第五六〇四五号
有限会社杉建設	埼玉県さいたま市見沼 区東大宮四丁目三二番 地三スカイパレス東大 宮一一二	杉山 繁巳	埼玉県知事許可 （般 二二二） 第六〇四一四号
大同軽鉄工業株 式会社	埼玉県さいたま市桜区 白鍬一五二番地八	富浦 建一	埼玉県知事許可 （般 二二二） 第一三七四〇号
廣澤土建株式会 社	埼玉県さいたま市南区 内谷三丁目一四番一七 号	廣澤 埴夫	埼玉県知事許可 （般 二二二） 第七二一一三号
株式会社フレッ クス	埼玉県川越市大字下赤 坂一八〇二番地	猪鼻 元一	埼玉県知事許可 （般 二二二） 第五五六三号
有限会社升形建 設	埼玉県川越市大字鯨井 一三七八番地一	高橋 利男	埼玉県知事許可 （般 二二二） 第四七八一一号

商号又は名称	安田工務店	岡田工業株式会社	株式会社ヨシマサ・ビルダーズ	株式会社エイド	株式会社たかはし	有限会社伊藤組	有限会社梅津ダクト	有限会社紫藤設備工業	有限会社児矢野石材
主たる営業所の所在地	埼玉県川越市藤間一六番地	埼玉県熊谷市玉井一九七三番地九六	埼玉県川口市大字安行領家一〇四三番地の五	埼玉県川口市東領家四丁目二番二号	埼玉県坂戸市山田町一番一八号	埼玉県入間郡三芳町大字上富一九五四番地	埼玉県北葛飾郡杉戸町清地六丁目二五番二七号	埼玉県川越市大字下広谷一九七番地	埼玉県川越市大字南田島八〇一番地二
代表者の氏名	安田 陸郎	岡田 澄夫	吉田 正直	赤木 貞雄	高橋 信雄	伊藤 義行	梅津 一雄	紫藤 勝廣	児矢野 歩
許可番号	埼玉県知事許可 (般 二二二) 第九二〇五号	埼玉県知事許可 (般 二二三) 第四一四八四号	埼玉県知事許可 (般 二二二) 第五一一〇〇号	埼玉県知事許可 (般 二二二) 第五五七四二号	埼玉県知事許可 (般 二二二) 第九八五三号	埼玉県知事許可 (般 二二二) 第六〇一二九号	埼玉県知事許可 (般 二二二) 第二七九八八号	埼玉県知事許可 (般 二二二) 第一九一一三三号	埼玉県知事許可 (般 二二二) 第五九九一二号

商号又は名称	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
有限会社湯本組	埼玉県川越市大字砂新田三七三番地二一	湯本 春美	埼玉県知事許可 (般 二二一) 第六〇二七七号
第一綜合機材株式会社	埼玉県川口市領家一丁目一四番一四号	高橋 正之	埼玉県知事許可 (般 二二一) 第二九一四四号
有限会社STK	埼玉県川口市戸塚東一丁目六番一号東川口ガールデンプラザ式番館一〇三号	関口 利明	埼玉県知事許可 (般 二二一) 第六〇二〇九号
有限会社阿部鉄工所	埼玉県川口市大字里五八九番地一	阿部 昭男	埼玉県知事許可 (般 二二一) 第六〇二六一号
有限会社芳美舎	埼玉県川口市北原台一丁目一一番三四	岡野 孝二	埼玉県知事許可 (般 二二一) 第六四四九三号
株式会社天雄建設	埼玉県秩父市荒川久那三八一六番地六	黒沢 孝男	埼玉県知事許可 (般 二二三) 第六五五四七号
株式会社本澤建設	埼玉県上尾市瓦葺一六一番地の一	本澤 準平	埼玉県知事許可 (般 二二一) 第三四一九九号
有限会社安東建設	埼玉県上尾市大字原市一四二五番地の七一	安東 二男	埼玉県知事許可 (般 二二一) 第四七〇五〇号
高橋創建株式会社	埼玉県朝霞市仲町一丁目八番一七号	杉山 信好	埼玉県知事許可 (般 二二三) 第六六〇〇一号

商号又は名称	株式会社佐藤工芸	主たる営業所の所在地	埼玉県朝霞市本町一丁目二九番四号	代表者の氏名	佐藤 克彦	許可番号	埼玉県知事許可 (般 一一一) 第五五四二五号
有限会社清水庄送	埼玉県朝霞市幸町一丁目一番二三号	清水 正巳	埼玉県知事許可 (般 一一三) 第六五五六〇号				
株式会社R・C・S ORAMA	埼玉県北本市中丸七丁目一五三番地	杉崎 勝廣	埼玉県知事許可 (般 一一三) 第六五五三五号				
有限会社スクワ ーレル	埼玉県幸手市東三丁目 一番二一号	溝口 勝吾	埼玉県知事許可 (般 一一一) 第五九七二二二号				
有限会社猪鼻建 興	埼玉県比企郡川島町大 字角泉一四八番地三	猪鼻 誠一	埼玉県知事許可 (般 一一一) 第九三七九号				
株式会社中台組	埼玉県児玉郡神川町大 字元原一番地二九	新井 幸雄	埼玉県知事許可 (般 一一一) 第五〇八四〇号				

三 処分の内容

法第二十九条の二第一項の規定に基づく許可（一般建設業の許可）の取消し

四 処分の原因となった事実

平成二十七年埼玉県告示第三十五号により営業所の所在地が確知できない旨の公告を行ったが、公告後三十日を経過しても申し出がなく、このことは法第二十九条の二第一項に該当する。

告 示

埼玉県告示第百五十二号

測量計画機関である朝霞市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年二月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

朝霞市

二 作業種類

公共測量（一級基準点測量）

三 作業地域

朝霞市南部

四 作業期間

平成二十七年二月十六日から平成二十七年三月二十七日まで

告 示

埼玉県告示第百五十二号

測量計画機関である公益社団法人埼玉県農林公社から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年二月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

公益社団法人埼玉県農林公社

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

比企郡滑川町大字福田地内

四 作業期間

平成二十七年一月二十三日から平成二十七年五月二十九日まで

告 示

埼玉県告示第百五十四号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

平成二十七年二月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇二三 一 〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

本庄市児玉町児玉字山王二二五六番一 外二十六筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二六五〇立方メートル

告 示

埼玉県告示第百五十五号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

平成二十七年二月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一三 三十七 一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

日高市大字下大谷沢字五反田二番地十 外十五筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 八百六十三立方メートル

告 示

埼玉県告示第百五十六号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

平成二十七年二月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一三 三十九 一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

入間市大字新光五百二十三番一 外二十五筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 一一四二立方メートル

告 示

埼玉県告示第百五十七号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十七年二月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇二三 十九 一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

鶴ヶ島市大字脚折字南前千五百六十八番二 外四十七筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二千百五十一立方メートル

告 示

埼玉県告示第百五十八号

久喜市から久喜都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十七年二月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年二月二十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十日

埼玉県本庄県土整備事務所長 石 関 千 春

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 道路線名 二百五十四号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
山王山九三八番地先まで	本庄市児玉町児玉字山王二二五六 番一地先から同市児玉町吉田林字	区 間
二一・九〇	一七・六〇 三〇・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
	三三六・六五	延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年二月二十日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘 裕 子

一 許可番号

平成二十七年二月三日

指令川建セ第二六〇〇三二一号

二 検査済証番号

平成二十七年二月十七日

川建セ第二六〇一四四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡小川町大字下里字東坂下二十二番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町大字月輪九百六十八番地二十八 ソレアードつきのわー〇

五

西原 昭彦

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年二月二十日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘 裕子

一 許可番号

平成二十六年十月三十一日

指令川建セ第二六〇〇二一一号

二 検査済証番号

平成二十七年二月十七日

川建セ第二六〇一四五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字太郎丸字午三百八十一番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市大字大谷字雷原四千二百十七番地四

社会福祉法人恵会 理事長 遠藤恵美

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年二月二十日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘

裕子

一 許可番号

平成二十六年七月十四日

指令川建セ第二六 三九 号

二 検査済証番号

平成二十七年二月十七日

川建セ第二六 一四二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字都三十六番十一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

千葉県市川市若宮二丁目十二番六

佐久間俊男

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年二月二十日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内 藤 知行

一 許可番号

平成二十六年十一月十八日

指令越建セ第二六〇〇四六〇号

二 検査済証番号

平成二十七年二月十三日

越建セ第四六五―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字道佛五百三十八番一、五百三十八番二、五百三十八番三、五百三十八番四、五百三十八番五、五百三十八番六、五百三十八番七

（幸手都市計画事業宮代町道仏土地区画整理事業施行地内七十街区三一―一、三一―二、三一―三、三一―四、三一―五、三一―六、三一―七）

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

栃木県宇都宮市一ノ沢町二百五十六番地七

トヨタウッドユーホーム（株） 代表取締役 中津 正修

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第一号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年二月二十日

埼玉県下水道事業管理者 土 屋 綱 男

- 1 入札の対象となった工事の名称
荒川右岸流域下水道終末処理場水処理系受変電設備改築工事
- 2 公告日
平成 26 年 11 月 11 日
- 3 落札者を決定した日
平成 26 年 12 月 25 日
- 4 落札者の氏名及び住所
三菱電機株式会社 東京都千代田区丸の内 2 丁目 7 番 3 号
- 5 落札金額（税込み）
2,343,600,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県荒川右岸下水道事務所設備担当 埼玉県和光市新倉 6 丁目 1 番 1 号